

# 地方独立行政法人設立記念 公開講座 静岡市民「からだ」の学校(第5回)

# 少子高齢化、激動の時代を 生きる智恵をもとめて

平成28年4月24日(日) 14時~16時15分

グランシップ11階会議ホール「風」

地方独立行政法人 静岡市立静岡病院 医療がつなぐ「ひと」と「地域」の交流センター 市長あいさつ

静岡市長 田辺 信宏

地方独立行政法人静岡市立静岡病院設立にあたって ・・・・ P 1 地方独立行政法人静岡市立静岡病院 理事長・病院長 宮下 正

静岡市の医療行政について

....P4

静岡市保健福祉長寿局 保健衛生医療部長 塩澤 方敏

# 特別講演

人口構造の変容と医療政策の課題

....P10

政策研究大学院大学教授(医療政策コース) 島崎 謙治氏

# 地方独立行政法人設立記念 公開講座 静岡市民「からだ」の学校(第5回) 『少子高齢化、激動の時代を生きる智恵をもとめて』 開催にあたって

地方独立行政法人静岡市立静岡病院理事長・病院長 医療がつなぐ「ひと」と「地域」の交流センター長 宮下 正



静岡市立静岡病院は、本年4月1日をもって、地方独立行政法人静岡市立静岡病院としてあらたに出発しました。独法化にあたってのわたしたちの信念は、病院を進化させるのは"ひと"だ、ということであります。独法化に際して、建物が変わる、外観が変わるといった新奇さはありませんが、変わるべきは"ひと"だ、そして"ひと"こそ、組織に、社会に変革をもたらすものだと信じております。これは、わたしたち医療に携わる者の決意を表明したものではありますが、今後の激動の時代にあっては、変革を迫られているのは、社会を生きるすべての人々ということができるかと思います。

大きな政治体制の変化や戦乱といった過去の事象とはまったく異なって、一見ひそやかにみえながら、じつは、これまでだれも経験したことのない、少子高齢化、人口減少といった国家レベルの大きな社会変化が、わたしたちをすぐそこに待ち受けています。この変化と無縁でいることは何人たりともおそらく不可能でしょう。とくに、医療をはじめとする社会基盤のあり方は、望むと望まざるとにかかわらず、大きな改変を余儀なくされます。

静岡市民「からだ」の学校は、病気や、医療、健康に関する話題を、静岡市民のみなさまとともに考え、学ぶ目的で、平成 26 年 7 月に開校しました。静岡市立静岡病院の地方独立行政法人移行にあたり、今後の激動する社会と医療の仕組みのあり方を、大きな視点から、みなさまとともに考えたいという思いから、今回のテーマを選びました。この目的のために、特別講演にお招きしたのは、政策研究大学院大学教授(医療政策コース)島崎謙治先生です。島崎先生は、人口動態・人口統計学にもとづく社会学的分析、国民保険制度、医療政策、地域政策など、多くの分野に精通され、かつそれらを融合して幅広く研究・提言をされている、この分野の第一人者です。本日の公開講座のねらいは、島崎先生のお話を聞くことにより、わたしたち自身が、まずは、この国の人口構造からみた予想図をしっかり認識することです。それができれば、今日の静岡市民「からだ」の学校の目的は、なかば達せられるといっても過言ではありません。さらに、ここを出発点として、わたしたちが、自らの考えを深化させ、議論を進め、そして実現可能な調和点を見出す、という次の段階に歩を進めることができれば幸いであると考えております。

(平成 28 年 4 月 24 日)



# 地方独立行政法人

# 静岡市立静岡病院

# 2016年4月1日 あらたな出発へ

ひと、まち、未来をつなぎたい・・・わたしたちは、医療で静岡市の明日を支えます。

#### 変わるもの、変わらないもの

147年前、長崎、オランダに留学したひとりの青年医師、林研海を迎えて創立した病院は、たえず歩み続けて、今日、最新医療を実践する静岡市の基幹病院となりました。藩立、県立、郡立、市立、そして地方独立行政法人へとさまざまな変化をとげながらも、変わらないのは「医療でこの地域を支える」使命です。

独立法人になっても、病院の利用のしかた、患者さんの負担は変わりません。 しかし、医療の質の向上と安全性・信頼性の確保のためには、つねに最新の医療技術・設備を導入し、努力をおこたりません。わたしたちは変化し続けます。 病院を進化させるのは「ひと」だと思います。











# 静岡市立静岡病院は、 新たな第一歩をふみだしました

#### ~静岡市立静岡病院は、医療で静岡市の明日を支えていきます~



- ●「ハートセンター」における専門性の 高い先進的な心疾患医療の提供
- ●ロボット支援手術
- ◆PET-CT(※)導入等による がん診療体制の強化



- ●高度な救急医療提供のための 「救急科」の設置
- ●他の医療機関と連携し、24時間365日 「ことわらない救急」を継続



- ●県内で唯一の第一種感染症指定医療 機関として、専門的な感染症医療の提供
- 周産期、小児および生活習慣病に対応 する医療の提供





- ●都市部や中山間地域における公開講座 「静岡市民『からだ』の学校」の開催
- ●次世代を担う中高生に対する 医療体験セミナーの実施

※PET(陽電子放射断層撮影装置)とCT(コンピューター断層撮影装置)の画像を同時に撮影できる装置 平成29年度稼動予定

#### 平成28年4月1日、地方独立行政法人に移行しました。

静岡市立静岡病院は、厳しい医療環境の中でも、市民が必要とする高度で良質な医療を安定的かつ継続的に行っていくため、病院の公共性を確保しつつ、迅速な対応、柔軟な経営ができる地方独立行政法人に移行しました。

患者さん一人ひとりに寄り添った 最善の医療をさらに充実していきます。



#### ●市民に必要な医療は確実に行われるの?

法人に移行しても、救急医療や高度医療、感染症対応や災害時医療を行うなど、引き続き公立病院としての 役割を果たしていきます。

#### ●患者負担は変わるの?

医療費のほとんどは、国が定める診療報酬により決められています。法人化を理由として患者さんの負担が変わることはありません。

#### ●診察券の差し替えなど何か手続きが必要?

4月1日以降も、現在の診察券はそのまま使えます。特別な手続きは必要ありません。





# 静岡市の医療行政について

静岡市保健福祉長寿局 保健衛生医療部長 塩澤 方敏



### 1. 本市の現状

- (1) 医療提供体制について
- (2) 高齢化の進展

# 2. 医療計画

- 地域医療構想
- 必要病床数
- 在宅医療等の必要数

# 3. 本市の取組

・課題と対策

# 4. 地域包括ケアシステム



# 静岡市の医療行政について

~健康長寿のまちを目指して~

静岡市保健福祉長寿局 保健衛生医療部長 塩澤 方敏

#### 本日の内容

- 1 本市の現状
  - (1)医療提供体制について
  - (2)高齢化の進展
- 2 医療計画
  - •地域医療構想
  - •必要病床数
  - ・在宅医療等の必要数
- 3 本市の取組
  - ・課題と対策
- 4 地域包括ケアシステム

#### (1)医療提供体制について

#### 静岡市内施設•医師数

- 病院(病床数20床以上) 29施設○ 由科診療所○ 歯科診療所○ 354施設○ 助産所○ 19施設
- 人口10万人当たりの施設数(平成25年10月1日現在)

	病院	一般診療所	歯科診療所
静岡市	3. 9	76. 5	48. 9
静岡県	4. 8	72. 7	47. 7
全 国	6. 7	79. 0	54. 0

(静岡市の保健衛生 平成27年度版)

〇 医療施設従事医師数 1,532人

人口10万人当たりの医療施設従事者医師数(平成26年12月31日現在)

		医 脚	<b>图科医</b> 胂	
◆ 国 232 6 70 4 (厚生労働省 平成26年	静岡市	216. 7	67. 3	
	静 岡 県	193. 9	61. 2	
関科医師・楽剤師調査の	全 国	233. 6	79. 4	(厚生労働省 平成26年 日 歯科医師・薬剤師調査の根

#### (1)医療提供体制について

#### 地域医療対策

- ◎《公設民営》山間地診療所 5か所
- ・梅ヶ島診療所(内科・リウマチ科・アレルギー科)
- ・大河内診療所(内科・リウマチ科・アレルギー科)
- 玉川診療所 (内科)
- ·大川診療所 (内科·小児科)
- · 清水両河内診療所(内科·脳神経外科·外科)
- ◎静岡市国民健康保険 井川診療所 (内科・小児科・外科・歯科)

#### 救急医療

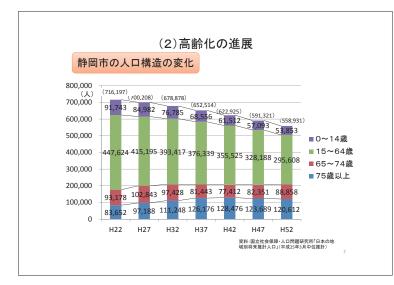
# 初期救急医療(1次救急) ・主に外来診療 ・在宅当番制(開業医) ・静岡市急病センター ・救急歯科センター 入院救急医療(2次救急) ・必要に応じた入院治療 ・病院群輪番制(当番制) ・病院群輪番制(当番制) 救命医療(3次救急) ・救命救急センター(市内3病院)

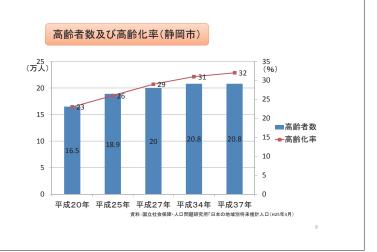
#### 災害医療対策

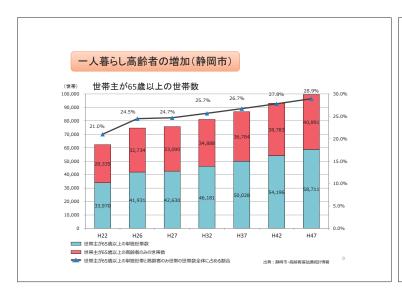
- 〇 災害拠点病院・救護病院等 11病院
- 災害時に医療救護本部(静岡庁舎)及び静岡地区支部(保健所)・清水地区支部(清水保健福祉センター)を設置
- 〇 救護所・仮救護所の設置

区	救護所	仮教護所	救護病院
葵 区	30	15	5
駿河区	15	5	2
清水区	16	11	4
計	52	31	11

○ 医療資材の備蓄 各救護所及び救護病院に災害用医療機器や医薬品等を備蓄・調達を 行う







#### 2 医療計画

#### [日的]

医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、かつ適切な医療良質を効率的に提供する体制の確保を図る。

#### 「内容

- ・<mark>7疾病</mark>(がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・喘息・肝炎・精神疾患) 及び<mark>5事業</mark>(救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、
- 小児医療)及び在宅医療の医療連携体制の構築を推進
- ・医療従事者の確保
- ・医療の安全の確保
- ・医療提供施設の整備の目標
- ・基準病床数の設定

#### 2 医療計画

医療計画は、都道府県が策定する計画で、5年ごとに見直しを行っており、静岡県が策定する「静岡県保健医療計画」に静岡市も包括されています。

保健医療計画においては、特殊な医療を除く入院医療に対応し、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携により、住民に包括的な保健医療サービスを提供する圏域(エリア)として「2次保健医療圏」を定めています。

静岡市は1市1圏となっており、「静岡保健医療圏」といい ます。

#### 地域医療構想

○医療計画の一部として、**地域の将来の医療の需要を推計して、あるべき将来の医療提供体制の姿を示すものが地域医療構想**です。

- ・地域医療構想の内容は、「保健医療圏」ごとで
- 1 平成37年(2025年)の医療需要と病床の必要量を推計
- ・病床(入院ベッド)を高度急性期・急性期・回復期・慢性期の 4つの機能ごとで必要量を推計する。
- ・2次医療圏単位で推計する。

→ 「静岡保健医療圏」 =

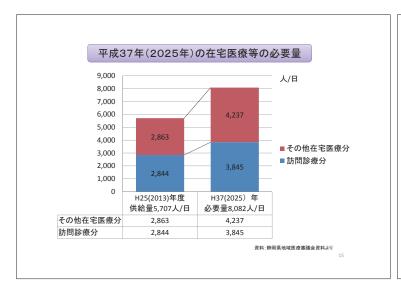
静岡市

2 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 (例)医療機能の分化・連携の推進 医療従事者の確保・養成 等

12

# 病床機能報告における医療機能 急性期の患者に対し、状態の早期安定に向けて診療密 度が特に高い医療を提供する機能 (救命救急病棟、集 中治療室などの機能) 高度急性期 • 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療 急性期機能 • 急性期を経過した患者への在宅医療に向けた医療やリ ハビリテーションを提供する機能 ハビリテーションを提供する機能 • 特に急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頭部骨折 等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリ ハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハ ビリテーション機能) 回復期機能 • 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 長期にわたり療養が必要な重度の障がい者(重度の意識障がい者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者を入院させる機能





慢性期機能

#### 在宅医療施設

〇在宅療養支援病院 1病院

〇在宅療養支援診療所 101診療所(平成27年4月現在)

○訪問看護ステーション 38か所(平成27年10月現在)

〇在宅療養支援歯科診療所 29診療所(平成28年2月現在)

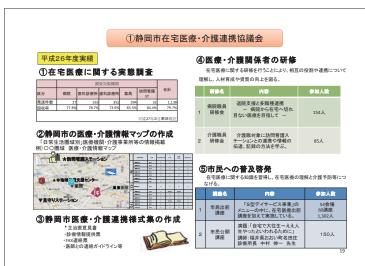
3 本市の取組

#### 在宅医療と介護への対応取組

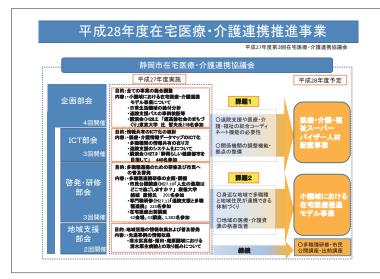
#### ①静岡市在宅医療・介護連携協議会

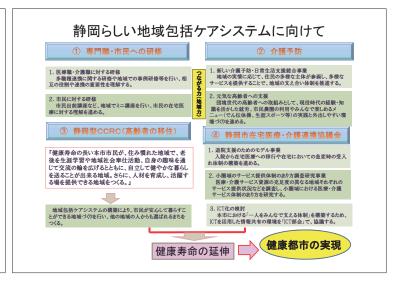
- ②静岡市独自の取組(S型デイサービス事業)
- ③地域主体の取組(清水在宅医療・介護・福祉連絡会)
- ④認知症に関する4者協定
- ⑤地域支え合いの取組
- ⑥イーツー(医2)ネット病院連携
- ⑦訪問看護推進事業

①静岡市在宅医療 · 介護連携協議会 目的 構成メンバー 在宅医療・介護の連携の推進に関する事業計 画の策定にあたり、必要な情報交換を行うととも 一般社団法人 静岡県医師会 一般社団法人 静岡市静岡医師会 一般社団法人 静岡市湾水医師会 に、計画に基づく取組を継続的に推進するための協議を行う。 一般社团法人 静興市静岡盧神医師会·介護 - 般社団法人 静岡市海水盧神医師会 - 般社団法人 静岡市瀬荊師会 - 般社団法人 清水薬剤師会 \*\*\*\*\* \*\*\*\*\*\*\*\*\*\* ---静岡市訪問看護ステーション連絡会 静岡ケアマ本協会 地域包括支援センター(養区) 地域包括支援センター(駿河区) 地域包括支援センター(清水区) 静岡市公的病院協議会 静岡県立大学 0 8 8 0 静岡県医療ソーシャルワーカー協会 1 0 1 8 0 静岡県介護福祉士会 静岡市介護保険事業者連絡協議会 溶水介護保険事業者連絡会 18-86K9 清水介護保険事第省 地の 水 清水ケアマネジャー連絡会



#### 





日指せ健康長寿世界一 1に運動、2に食事、しっかい禁煙に心がけて生きがい」を持って毎日を過ごしましょう。 食事 健康 禁煙

# 人口構造の変容と医療政策の課題

# 政策研究大学院大学教授 島崎 謙治 氏

1978年東京大学教養学部卒業、厚生省(当時)入省。千葉大学法経学部助教授、厚生労働省保険局保険課長、国立社会保障・人口問題研究所副所長、東京大学大学院法学政治学研究科客員教授等を経て、2007年から現職。博士(商学)。社会保障審議会専門委員。長野県立病院機構理事。主な著作として、『日本の医療一制度と政策』(東京大学出版会、2011年)、『医療政策を問いなおすー国民皆保険の将来』(筑摩書房〔ちくま新書〕、2015年)などがある。



政策は未来に向けた選択であるが、未来の条件は現在と同じではない。日本は未曽有の超高齢・人口減少社会を迎える。日本の人口減少は加速し、2040年以降は毎年100万人以上減少する。総人口の減少以上に深刻なのは人口構成の変化である。高齢者数は2040年頃まで増加する一方、生産年齢人口や年少人口が激減する。超高齢化や人口減少は経済成長にマイナスの影響を及ぼす。生産年齢人口の減少に伴い、財政制約と並んで医療・介護の人的資源制約も大きな問題となる。そうしたなかで、医療・介護の「生産性」をいかに高めるかが重要な課題となる。

「2025 年問題」といわれることがあるが、医療提供体制の改革は着手から完成するまで 10 年程度かかる。したがって、残された時間はほとんどない。また、2018 年度は、次期 医療計画の策定、医療費適正化計画、国民健康保険の改正(ポイントは都道府県が財政責任 を担う)の施行、診療報酬と介護報酬の同時改定等の「結節点」となっており、この数年 が正念場である。

医療の高度化の要請に対応するためには「医療密度」を高める必要があり、医療機能の分化・集約化は必須である。また、超高齢社会では「治す医療」だけではなく「生活を支える医療」も必要になる。そのためには、狭義の医療だけでなく、保健・介護・福祉・就労、さらには「まちづくり」まで視野に入れた総合的な取組みが必要となる。

「医療は医学の社会的適用である」という言葉があるが、適用すべき社会経済が一変すれば、医学や医療のあり方そのものの見直しが迫られる。医療関係者や行政関係者には是非そういう認識をもっていただきたい。また、制度は「お上」から与えられるものではなく、日々「創る」ものである。住民も他人任せではなく自らの問題として医療の問題に向き合うことが求められる。

# 人口構造の変容と 医療政策の課題



政策研究大学院大学 島崎謙治

#### 講演の目的と内容

#### 【目的】

今日、医療(介護を含む)政策は大きく変貌して いる。その背景・動向の"絵解き"を行うとともに、 今後の課題について演者の考えを述べること。

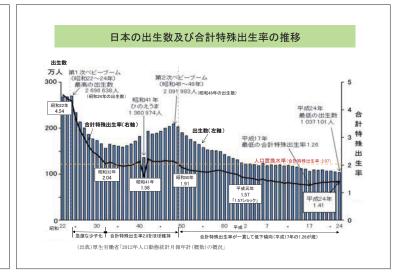
#### 【内容】

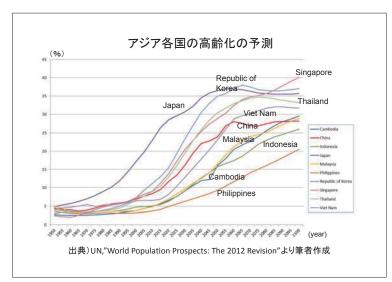
- Ι 人口構造変容の諸相とインパクト
- 医療・介護給付費の増大と制約条件
- 医療・介護政策の動向と課題

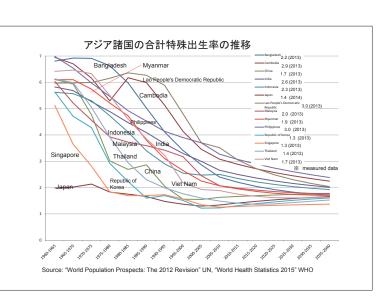
#### I.人口構造の変容の諸相とインパクト

#### (要旨)

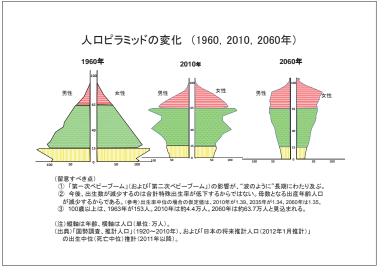
- 1. 1970年代半ば以降の少子化の影響により、人口ピラミッドの形は大きく変化。
- これは相当程度「所与」のものと受け止め、必要な「備え」をすることが必要しているが、今後、減少のスピードは加速。 2040年以降は毎年100万人減少すると見込まれる。
- 3. 総人口の減少以上に大きな問題は、人口の年齢構成の変化。生産年齢人口 が急減する一方、高齢者は2040年頃まで増加する。特に、「団塊の世代」が 2024年には75歳に達し、2034年には85歳に達する。このため、社会保障とり わけ医療・介護にとって、この頃まで「胸突き八丁」が続く。
- 4. 今後、東京など大都市およびその周辺の都市の高齢者が激増する。サービ ス付きの高齢者向け住宅の確保など、その対応は喫緊の課題。一方、農村 部・過疎地では「限界集落」が町村単位で出現するなどの問題が発生。
- 5. 世帯構造も大きく変わる。身寄りのない単身世帯の増加は、家族の代替機 能を地域の中で誰がどのように果たすのかという深刻な問題を引き起こす。

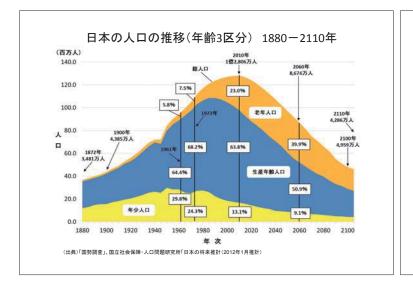


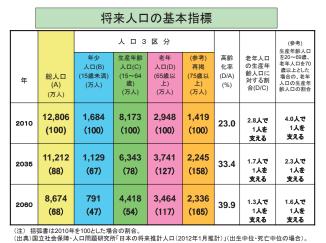


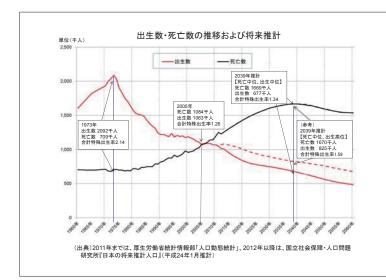


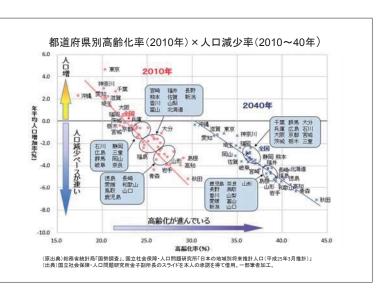
## 世界の中の日本人口(1950年・2010年・2050年) 17付 日本 1.0 % 10位 5位 1.9 % 3.2 % 2050年 69.0億人 93.1億人 ※ 日本は社人研修計、他間は関連接計による原位 (国連接計による日本の原位は18位) (出典): United Nations (2011), World Population Prospects: The 2010 Revision. 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来維計人口(平成24年1月[推計出生中位・死亡中位推計])」。なお、金子隆一同研究所副所長が作成したスライドを借用。

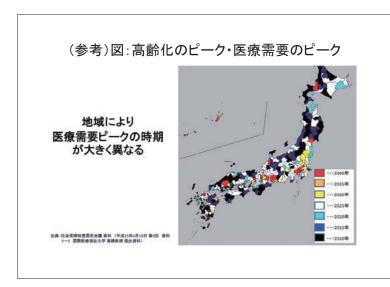


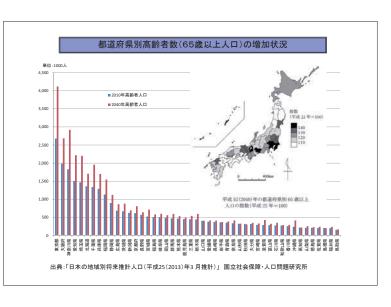






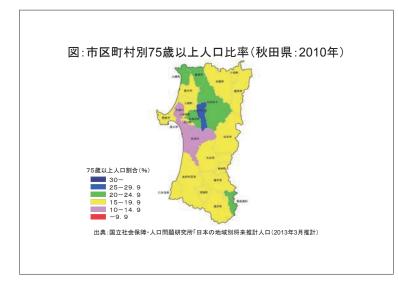


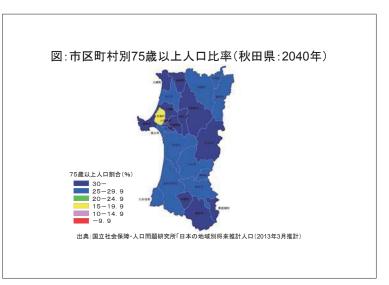




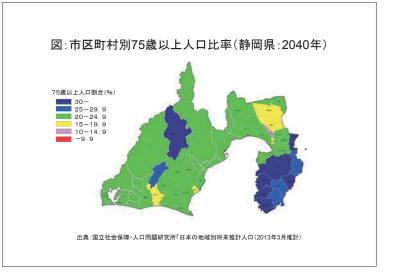








# 図:市区町村別75歳以上人口比率(静岡県:2010年) 75歳以上人口割合(%) 20-24.9 15-19.9 10-14.9 -9.9 出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013年3月推計)



#### 世帯構造も変わる:例:「1人暮らし世帯」

〇 「1人暮らし高齢世帯」数

2005年: 女281万人、男105万人 計:386万人 2010年: 女352万人、男146万人 計:498万人 2035年: 女501万人、男261万人 計:762万人

(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2013年1月推計)」

〇 一口で「1人暮らし世帯」と言っても・・・・

①子どもが近距離にいる、 ②子どもが離れて住んでいる、 ③子どもも親戚もいない、のでは意味はまったく異なる。

⇒ 少子化が進むことは、③が増えること。

○「団塊の世代」の後の男性の未婚率は非常に高い。 たとえば、生涯未婚率(50歳時の未婚率)は、 1980年 男: 2.60%、女: 4.45% 2010年 男:20.14%、女:10.61%

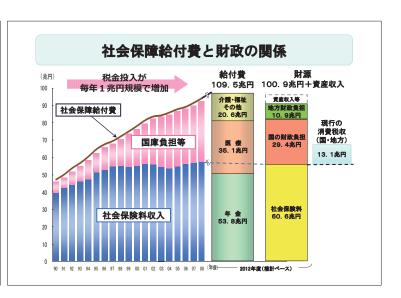
○ 家族の代替機能を誰がどう果たすのかという問題が深刻 化。単に成年後見人をつければよいという問題ではない。

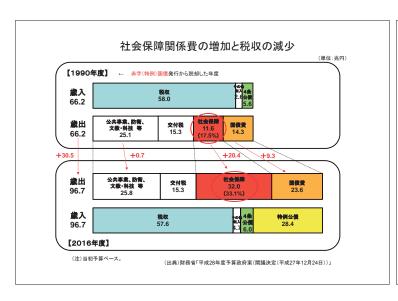


#### Ⅱ.医療・介護給付費の増大と制約要因

#### (要旨)

- 1. 高齢化の進展に加え医療技術(新薬開発等を含む)の進歩等により、医療・介護の給付費は増大。2012年度から2025年度の社会保障給付費の増加額の4分の3は医療・介護であり、社会保障の持続可能性の議論の焦点となる。
- 医療・介護給付費の増大は、その額の大きさもさることながら、世代間の給付と負担のアンバランスを増大させ「世代間対立」を招きかねない。負担を先送りすることは、次世代の政策選択の幅を狭めるという意味でも不適当。
- 3. 医療・介護給付費の伸び率を経済成長に連動させる議論は適当ではないが、 経済と無関係に医療・介護が存立するわけではないことも間違いない。
- 4. 超少子高齢化(特に生産年齢人口の激滅)は経済の潜在成長率の減速要因。 労働生産性の向上および労働参加率の引上げは重要な課題。これは医療・ 介護も決して無縁ではない。
- 5. 医療・介護は成長産業であるが、成長「牽引」産業であるかどうかは別問題。 また、医療・介護の雇用吸収力が強調されるが、中長期的には労働需給は 逼迫する。財政制約と並んで人的資源制約も大きな問題となる。



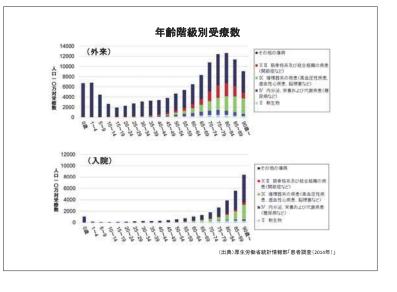


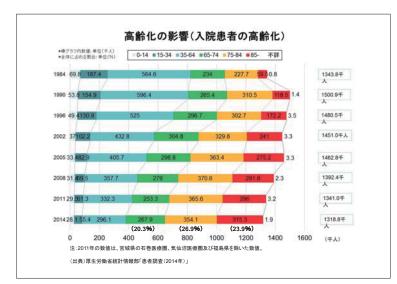
#### 我が国の財政健全化目標 国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも各 年度 2014~ 4兆円程度改善(「中期財政計画」H25.8.8 閣議了 2015年度 2015年度 国・地方を合わせた基礎的財政収支の赤字対GDP比を (平成27年 2010年度(▲6.6%)に比べて半減(▲3.3%) 度) 2020年度 国・地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化 (平成32年度) 以降~ 債務残高対GDPの安定的な引下げ

#### 社会保障給付費及び負担額の将来推計

		2012年	度	2025年	度	2012年度から2	025年度の伸び
		金額	GDP 比	金額	GDP 比	金額	伸率
給付費		109.5兆円	22.8%	148.9兆円	24.4%	39.4兆円	1.36
	年金	53.8	11.2	60.4	9.9	6.6	1.12
	医療	35.1	7.3	54.0	8.9	18.9	1.54
	介護	8.4	1.8	19.8	3.2	11.4	2.36
	子ども・子育て	4.8	1.0	5.6	0.9	0.8	1.17
	その他	7.4	1.5	9.0	1.5	1.6	1.22
負担額		101.2兆円	21.1%	146.2兆円	23.9%	45.0兆円	1.44
	年金	45.5	9.5	57.7	9.5	12.2	1.27
	医療	35.1	7.3	54.0	8.9	18.9	1.54
	介護	8.4	1.8	19.8	3.2	11.4	2.36
	子ども・子育て	4.8	1.0	5.6	0.9	0.8	1.17
	その他	7.4	1.5	9.0	1.5	1.6	1.22

(注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。 (出典)厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定」(2012年3月30日)。





#### 国民医療費の将来推計(粗い試算)

年齢階級別の1人当たり医療費が変わらないと仮定しても、 後期高齢者の増加等により国民医療費は9.5%増加する。

	2012	年度	2025年度		
	人口国民医療費		人口	国民医療費	
0~64歳	9,672万人	17.1兆円	8,409万人	15.1兆円	
	(76%)	(44%)	(70%)	(35%)	
65~74歳	1,560万人	8.5兆円	1,479万人	8.2兆円	
	(12%)	(22%)	(12%)	(19%)	
75歳以上	1,519万人	13.6兆円	2,179万人	19.7兆円	
	(12%)	(35%)	(18%)	(46%)	
計	12,752万人	39.2兆円	12,066万人	43.0兆円	

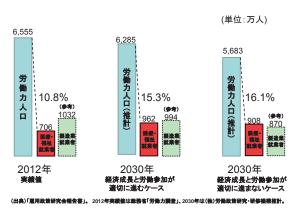
(注)国民医療費とは、医療給付費のほか患者の自己負担を含む。概念的には総医療費に近い。 (推計方法)2012年度の国民医療費の年齢階級別1人当たり医療費(基本的に5歳刻み)に、2025年の年齢別人口 を乗じて算出した極かて粗い試算(機械的試算)である。 (出典)厚生労働省結計情報部2012年度国民医療費」、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口 (2012年1月推計)』(出生中位・死亡中位の場合)。



#### 人口構造の変容と経済成長

- 1. 経済成長の源泉は、①資本蓄積、②労働力、③技術進歩 の3つ。高齢化は貯蓄率を低下させ①にマイナスの影響、 生産年齢人口の減少は②にマイナスの影響、を及ぼす。 ⇒ このため、2020年頃の日本の潜在成長率は1%程度
  - と考えるのが一般的な見方。
- 2. 「就業者1人当たり生産性」、「就業率」の向上が重要。 ※ GDP / 総人口=(GDP / 就業人口)×(就業人口/ 総人口) なお、総人口の減少も、安定した国内市場の縮小等を通じ 日本経済に影響を与える。何で食っていくかが問題。
- 3. 医療・介護は成長産業であるが、成長「牽引」産業であるか どうかは別問題。また、医療・介護の雇用吸収効果が強調 されるが、中長期的には労働力の需給は逼迫する。
  - ⇒「財政制約」に加え、「人的資源制約」が強まる。

#### 図: 労働力人口に占める医療・福祉就業者の割合



#### Ⅲ.医療・介護政策の動向と課題

- 1. 医療・介護政策の目標(評価基準)は、①質、②アクセス、③コスト(効率性)。 2. 医療・介護需要が増大する一方、財政制約・人的資源制約が強まる。このため、必要な機能強化と効率化の「両面作戦」が求められる。
- 3. 日本の医療スタッフ数は他の先進諸国に比べ少ない。医療の高度化に対応 するためには「医療密度」を高める必要があるが、単に医師や看護師等を増員 するだけでなく、医療機関の機能分化・集約化を図ること等が必要。
- 4. 地域包括ケア・在宅医療の理念は、「住み慣れた居宅や地域で生活する」こと の保障。そのためには、保健・医療・介護・福祉・就労、さらには"まちづくり"ま で視野に入れた総合的な取組みが必要。
- 5. 今回の医療法改正のベースとなった社会保障制度改革国民会議報告は、 方向性は従来の路線を踏襲しているが、手法の面でこれまでとは異なる内容が 数多く見られる。これに魂を入れるには、医療関係者はもとより、行政や国民を 含め意識改革が必要。

#### 医療・介護政策の目標と基本課題

#### 1. 医療・介護政策の目標と政策選択

- 政策とは、不具合を起こして現状を、一定の方向を目指し改めるため の方法・手段の総体である。 ⇒ 政策は、現状の問題点の分析、目標( 理念)の設定、方法論の吟味、の3つからなる。
- 医療・介護政策の目標(評価基準)は次の3つ。 ①質(quality)の向上、②アクセス(access)の確保、③できるだけ低廉 なコスト(cost)。
- この3つの同時達成は至難であり、選択が求められる。 "Cost, access, quality. Pick any two. (3つのうち2つを選択せよ)"
- 〇 これは、人気投票のような「自由な選択」ではない。制約条件や日本 の医療・介護制度の特性等を踏まえたうえでのギリギリの選択である。
- なお、デリバリーで難しいのは、方法論の吟味である。ある地域の最 適解が他の地域でも通用するとは限らない。また、政策手法を間違え ると、政策意図とは異なる結果が生じることがある。

今後の社会保障の給付と負担の水準についての考え方の組み合わせ

		負担の水準							
		総数	やむを	ある程度の 負担増は やむを 得ない	現状程度の 負担と すべき	ある程度 負担は 減らすべき	大幅に 負担を 減らすべき	その他	不詳
-	総数	100.0	0.8	20.7	43.6	21.8	6.4	3.5	3.3
給付の水準	社会保障の給付水準は 大幅に引き上げるべき	6.0	0.5	1.0	0.9	1.4	2.2	0.1	0.0
	社会保障の給付水準は ある程度引き上げるべき	29.4	0.2	9.9	10,4	7.4	0.9	0.3	0.2
	社会保障の給付水準は 維持すべき	48.2	0.0	8.3	30.0	8.0	1.1	0.5	0,4
	社会保障の給付水準は ある程度引き下げるべき	7.7	0.0	1.1	1.7	4.1	0.6	0.1	0.0
	社会保障の給付水準は 大幅に引き下げるべき	1.9	0.1	0.0	0.1	0,4	1.3	0,0	0,0
	その他	3.7	0.0	0.2	0.4	0.3	0.2	2.5	0.1
	不詳	3.0	- 34	0.1	0.1	0.2	0.1	- 2	2.5

出典)厚生労働省政策統括官付政策評価官室『平成25年社会保障制度改革に関す る意識等調査報告書』

#### 医療・介護政策の目標と基本課題(続き)

#### 2. 基本的な政策課題

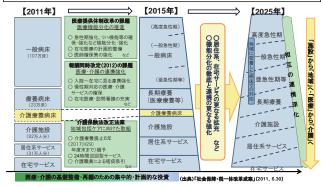
- (1)質の向上
- ・ 医療の高度化に対応できる急性期医療の機能強化が求められる。 ⇒ 医療機関の機能分化・集約化が必要。 「治す医療」だけでなく「生活を支える医療」の重要性が増す。
- ⇒ 保健・介護・福祉・就労・住宅・まちづくりとの連携の視点が必要。 ※ 地域包括ケアも在宅医療もその本質は同じ。
- (2)アクセスの確保
- フリーアクセスの考え方を、大病院でも自由に受診できるということでは なく、「連携した医療(介護を含む)のシステムにアクセスできる」(田中滋 教授)と捉え直す視点が必要。
- ・ 医療・介護資源の分布・人口・地勢など地域特性を踏まえた政策展開が 重要。

#### (3)コスト

- 負担の先送りは、傷を深めるだけでなく深刻な世代間対立を招く。安定財 源の確保として、今回の消費税率の引上げはその「一里塚」。
- ・機能分化と連携の強化を通じた医療システムの統合性向上、「生産性」 の向上等により効率化を進めることも必要である。

#### 医療・介護機能の再編の方向性(イメージ)

○ 病院・病床機能の役割分担を通じてより効果的・効率的な提供体制を構築するため、「高度急性期」、「一般急性期」、「亜急性期」など、ニーズに合わせた機能分化・集約化と連携強化を図る。併せて、地域の実情に応じて幅広い医療を担う機能もあび、新たな体制を段階的し構築する。医機機能の分化・強化と効率化の推進によって、高齢化に伴い増大するニーズに対応しつ、機ね現行の病床数ペルルの下でより高機能の体制構築を目指す。 ○ 医療ニーズの状態像により、医療・介護サービスの適切な機能分担をするとともに、居住系、在宅サービスを拡充。

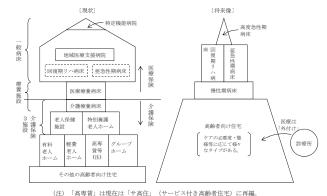


#### 医療供給体制の国際比較 (2010年)

国名	平均在院日敷	人口千人 当たり 病床数	人口千人 当たり 医師教	100床 当たり 医師教	人口千人 当たり 看護職教	100床 当たり 看護職数
日本	32.5	13.6	2.2	16.4	10.1	74.3
ドイツ	9.6	8.3	3.7	45.2	11.3	136.7
フランス	12.7	6.4	3.3#	50.9#	8.5#	131.5#
英国	7.7	3.0	2.7	91.8	9.6 ♭	324.7
米国	6.2	3.1 ♭	2.4	79.7	11.0#	358.5#

出典:OECD Health Data 2012 注1 (非 Jは実際に臨紀にあたる概員に加え、研究機関等で勤務する概員を含む。「 」は推計値である。 注2 条集に設から地域に最初収むらいに臨床質護規長校は、認識採集時間等を再接数で単純に耐って百を乗じた数値である。 注3 日本:全角状の関係、ドイツ:急性無病は、精神病は、予防治療施設及びリハビリ施設の病は(ナーンングホームの病はを除く)。 フランス・全性無病は、長期内は、精神病は、特の他の病は、イギリス・NHSの全病は(長期病はを除く)。アメリカ: AHA (American Hospital Association)に登録されている全病院の病は

# 病院・施設等の将来像のイメージ



(注)「高専賃」は現在は「サ高住」(サービス付き高齢者住宅)に再編。 (出典)島崎議治『日本の医療ー制度と政策』315頁。一部改変。

#### 「地域包括ケア」の概念

#### 1. 私なりの定義

1人ひとりの人間が「地域」においてける尊厳をもって暮らせるように、そ の状態に応じ必要となるサービスを「継続的」かつ「包括的」に行うケア (医療等を含む)の総体あるいはそれを提供する仕組み。

※ キーワードは、「地域」、「継続性」、「包括性」。

2. Bent Rold Andersen(元デンマーク福祉大臣)の指摘 「各種のサービスにこまやかな配慮を加え、個人のニーズに合わせて サービス総体で包み込んでゆく「包括性」。病院入院から家庭への復帰 まで、またその後に緊急事態が発生した場合も想定して、各種サービス が必要時にタイミングよく集中して提供され、一貫したスムーズな流れと なるように関連職種を連携させる「継続性」。この両者を重視することが きわめて大切だ。」

(出典)岡本祐三(1993)『医療と福祉の新時代』,253頁

3. 地域包括ケアと在宅医療の関係

「生活を支える」という意味では、地域包括ケアも在宅医療も同じ。いわ ば、同じ山をどちらの側から見るかの違いでしかない。

#### 「地域包括ケアシステム」の概念図ー植木鉢の図ー

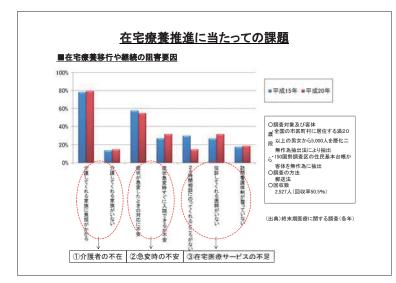


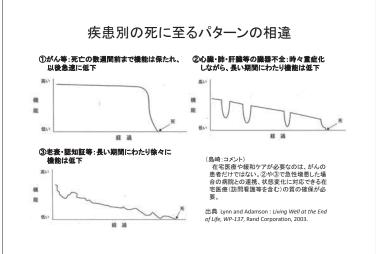
(出典)「地域包括ケア研究会報告書(2013年3月)」

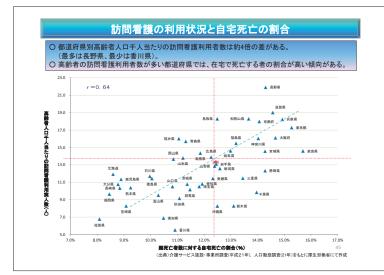
#### (説明)

えられる。

「すまいとすまい方」は生活の 基盤を成す"植木鉢"であり、 「本人・家族の選択と心構え」 によって支えられている。 「生活支援・福祉サービス」は 養分を含んだ"土"であり、 専門的なサービスである、「医 療・看護」、「介護・リハビリテ ーション」、「保健・予防」は、そ の土壌から芽生える"葉"に譬







#### 医療・介護の再編を進めるためには何が必要か?

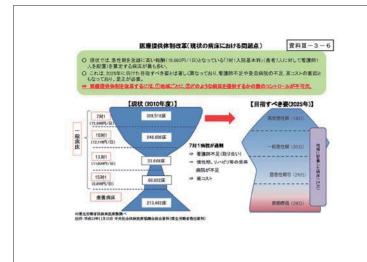
- 1. 「医療機関の機能分化など医療・介護の再編」は約30年前から言われてきた課題。この約10年をみれば、急性期病院らしい病院、密度の高いリハビリを実施している病院、質の高い慢性期病院なども登場してきている。また、介護保険法の制定もあって、居宅サービスや住居系施設の整備が進んできた。しかし、①医療の質の高度化や高齢化のスピードに追いつけていない、②地域ごとの課題の相違や対応のバラツキが大きい、のは事実。
- 2. 医療・介護の再編を進めるには次のような取り組みが必要。
- (1) 地域の医療・介護の現状および将来像に関する認識の共有化例:病院の機能分化の現状、地域の医療需要予測と「共倒れ」のリスクの把握。
- (2) 診療報酬・介護報酬「一本槍」の政策手法からの脱却 例: 日本は民間セクター中心の供給体制であるため診療報酬等による 経済的誘導手法に依拠。しかし、今後は計画手法等とのポリシー・ ミックスが必要。
- (3) 総合企画・調整能力を有する自治体職員の育成 医療・介護は地域特性を踏まえることが重要。高度な総合企画能力及 び関係部局・医療関係者との調整能力を有する職員の養成は重要。

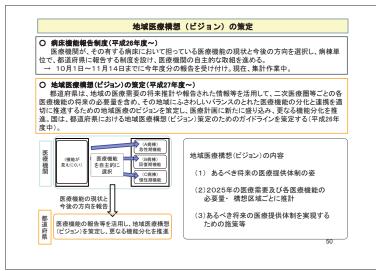
#### 「切れ目のない連携」はなぜ十分進まないのか?

- 1.「インターフェース・ロス」の発生による、情報やサービスの脱漏
- 職能・教育・思考方法等の違いが存在。例えば、得そうのある患者を、医師、 看護師、保健師、ケアマネジャー、介護福祉士、生活保護のケースワーカーが 別々に訪問した場合、「観察」するポイントは異なる。また、「継続性」とは単なる 現状の維持ではなく、状態変化のリスク管理が求められるが、福祉職では教育 の中で徹底されていない。
- 「包括性」とは、部分の寄せ集めではなく、全人的統合性が要求されるが、学問の世界では、総合性は評価されない。
- 2. 連携は調整コストがかかる。機能が重複すると連携は成り立たない。 連携はWin-Winの関係でなければ成り立たない。地域の実情に応じ、「連携」 (cooperation)ではなく、「統合」(integration)が試みられている理由でもある。
- 3. 行政の「総割り」からの脱却ができていない。 「生活を支える」という視点に立てば、医療・介護政策の"視界(守備範囲)"は一拳に広がる。医療は都道府県といっても、在宅医療では介護・福祉を担う市町村との連携は不可欠。一方、医療なくして地域包括ケアは成り立たない。しかし、都道府県と市町村の連携は概して悪い。地域の特性を踏まえ"まちづくり"まで視野に入れた政策展開は不十分。

#### 医療・介護サービス提供体制の一体的な確保について

- 医療・介護サービスについては、2025年(平成37年)に向け、<u>高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保</u>を行い、医療・介護の総合的な確保を図るため、以下の見直しを行う。
  - ① 都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画を、<u>--体的・強い整合性を持った形</u>で<mark>策定</mark>
    - ①-1 医療計画と介護保険事業支援計画を包括する基本的な方針を策定
    - ①-2 医療計画の策定サイクル(現在5年)の見直し →平成30年度以降、介護と揃うよう6年に。在宅医療など介護と関係する部分は、 中間年(3年)で必要な見直し。
    - ① 3 医療計画での在宅医療、介護との連携に関する記載の充実 →医療計画に在宅医療の目標等を記載、市町村の介護保険事業計画に記載された在宅医療・介護の連携の推進に係る目標を達成できるよう、医療計画・地域医療どジョンにおいても、在宅医療の必要量の推計や、目標達成のための施策等の推進体制について記載。
  - ② 病床の機能分化・連携、医療従事者の確保・養成、在宅医療・介護の推進のため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(各都道府県に基金を設置)を法定化する。
  - \*地域介護・福祉空間整備交付金の根拠法である「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」(「地域介護施設整備促進法」)を発展的に改組



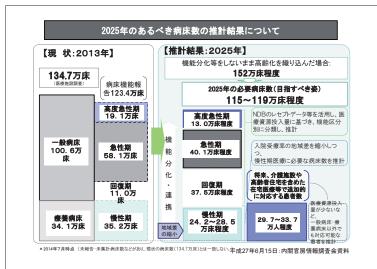


#### 地域医療構想に関する演者の評価・課題

- 1. 地域医療構想の策定やデータに基づく解析は重要
  - (理由)医療を取り巻く環境は激変。地域医療の将来像について、 客観的なデータに基づき関係者が共通認識を持つことは大切。
- 2. ただし、地域医療構想の実効性など課題は山積
- ① 医療機能の相対性
- 4つの病床機能は相対的。病床と病棟は1対1で対応しない。
- ② 構想区域(原則二次医療圏)の現実妥当性
- 生活圏や患者の流れと一致しない二次医療圏は少なくない。
- ③ 地域医療構想の射程
- 本来は「地域総合生活構想」。地域包括ケアとの接合は必須。 ④ 自治体の体制整備と人材育成

地域医療構想は総合計画に匹敵。医療人材の養成は急務。

3. 地域医療構想と連動する「経営戦略の見直し圧力」は増大 地域医療構想の動きを軽視すべきではない。①これと連動した 診療報酬改定、②金融機関の審査、③公立病院改革、が効く。



医療提供体制改革、医療費適正化計画策定等のスケジュール は成するために、都道府県において、データに基づいて将来必要となる病床数に係る地域 地域医療構想と整合的な医療費目標等を盛り込んだ医療費適正化計画を前倒して策定する。 地域医療機想領定 (医療計画) 部道府県医療計画(6年) 医療費 適正化計画 国:基本方針策定 ※ 今国会提出 中の医療保険 制度改革法案 により見直し 日標の設定
日標が実績と幸越した場合の要因 都道府県: 地域医療構 前倒し策定 ○都道府県が財政運営の責任主体 ○各都道府県国保の医療養適正化に向けた取組等を推進 3,400億円 国保への財政支援 診療報酬 改定 (出典)財政制度等審議会財政制度分科会(2015年4月27日開催



# 結論

- 1. 日本の人口構造は大きく変容する。これは、医療(介護を含む)に直接あるいは(経済等のバイパスを通じ)間接的に甚大な影響を及ぼす。財政制約・人的資源制約は非常に厳しい。
- 2. 医療・介護の提供体制の改革は完成するまで10年程度の時間がかかる。「団塊の世代」が後期高齢者の仲間入りするのは2025年。逆算すると時間的余裕はまったくない。
- 3. 2020年の基礎的財政収支の黒字化に向け、国は医療・介護 費の伸びの抑制や負担の「公平」に躍起。医療・介護制度改革 は一過性の問題ではなく半永久的に続く。
- 4. わが国は、診療報酬や介護報酬によって医療・介護の提供体制の改革を行ってきた。これらは今後とも最も重要な政策手法であるが、計画的手法や医学教育の見直しを含めた政策の組合せが必要。ただし、人材育成や意識改革など克服すべき課題は山積している。

# お断りなど

# 1. お断り

本日の講演の資料(スライド)には、国の公表資料のほか、演者のオリジナルなスライド、他の研究者から了解を得て借りたスライド等が含まれていますので、無断使用はお控えください。

# 2. 参考文献

本日のプレゼンテーションでは、時間の制約上、十分お伝えできなかったことが少なくありません。補完する意味で、②のちくま新書を読むことをお薦めします。なお、①はより体系的に勉強したい人向けの著作です。

- ①島崎謙治(2011)『日本の医療ー制度と政策』(東京大学出版会)
- ②島崎謙治(2015)『医療政策を問いなおす』(ちくま新書・筑摩書房)

# 3. 政策研究大学院大学の医療政策コース等のPR

政策研究大学院大学では、自治体職員等を対象とする「医療政策コース」(1年間の修士課程コース)等を設けています。一度政策研究大学院大学のHPをご覧ください。

## **INFORMATION**

今後の 開催予定

# 第6回 静岡市民「からだ」の学校

2016 年 10 月 22 日 (土) 14:00 ~ 16:30 グランシップ 11 階会議ホール「風」



〒420-8630 静岡市葵区追手町 10番 93号 TEL 054-253-3125 / FAX 054-252-0010 URL http://www.shizuokahospital.jp/

